

## 第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1節 基本的考え方

#### (1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

#### (3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 第2節 公共的施設の応急の復旧

#### (1) 道路等の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

#### (2) ライフライン等の復旧の優先順位

大規模なライフラインの停止に伴う応急の復旧の優先順位については、区地域防災計画に準ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害による被害が発生したときは、国において、公共施設や産業基盤などの本格的な復旧のため、財政上の措置や各種支援制度等に関する法制が整備される。特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、国全体としての方針が示される。

区は、都と連携して、これらの法制や方針を踏まえ、都市基盤等の迅速な復旧を図る。

### (2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1節 国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支出したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 第2節 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収容等の行政処分に関して、国民保護法施行令に定める手続等に従い、通常生ずべき損失を補償する。

#### (2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都対策本部長が総合調整や指示の結果、損失を受けたときは、国が行う損失補てんの手続に準じて、都に対し損失補てんの請求を行う。